

入札参加業者適格者名簿の記載事項に変更が生じた場合の 入札・契約締結時の注意事項

必要な変更手続きの完了前に、電子入札・契約締結を行った場合は、
入札の無効、落札者決定の取消し、競争参加資格停止措置等
となりますので十分ご注意ください。

(例：旧代表者名・旧所在地のまま、入札参加申請、入札、契約締結をした場合等)

【1】必要な変更手続き

入札業者適格者名簿の記載事項(※)に変更が生じた場合は、次の変更手続きが必要です。

※入札業者適格者名簿の記載事項

「商号又は名称」、「主たる営業所の所在地」、「代表者職名」、「代表者名」、「実印」、「使用印」等
(受任者を設定している場合は、受任者に係る上記事項を含む。)

① ちば電子調達システムによる「変更届」

(https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/LPC0H00T_INIT_Action.do)

② ICカードの変更手続き

- ・手続き方法はご契約のカード会社にお問い合わせください。
- ・変更手続前のICカードは失効状態となるため、使用できません。

③ 銀行等振込口座の変更手続き（口座情報に変更が生じた場合）

- ・「口座登録申出書（新規・変更）」を市川市契約課までご提出ください。
用紙は市川市ホームページからダウンロードしてください。

(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cus02/1541000002.html>)

変更手続きが
間に合わない時は？

【2】紙入札への移行手続き

上記①②の変更手続きが完了するまでは、電子入札による入札参加はできませんが、
「紙入札への移行手続き」により、入札に参加することができます。

※紙入札への移行は事前の手続きが必要です。契約課までお問い合わせください。

- ① 入札参加申請から紙入札へ移行する場合→入札参加申請締切時刻の2時間前まで
- ② 入札から紙入札へ移行する場合 →入札書受付締切時刻の2時間前まで

市川市建設工事等電子入札実施要領及び市川市事後審査型一般競争入札実施要領に関わる紙入札移行の運用基準
(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/6368.html>)